

令和3年 第1回

三種町選挙管理委員会議案

令和3年2月12日提出

日 時 令和3年2月12日（金）

午前9時00分

場 所 三種町役場第2会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 1 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 2 号 投票所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 3 号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（知事選）
 - 議案第 4 号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 5 号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（知事選）
 - 議案第 6 号 開票の日時及び場所を定めることについて（知事選）
 - 協議第 1 号 選挙執行における感染症対策の手引きについて
- 4 その他

議案第 1 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（知事選）

令和 3 年 4 月 4 日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第 1 4 4 条の 2
の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

琴丘地区	4 9 箇所	
山本地区	6 2 箇所	
八竜地区	4 6 箇所	計 1 5 7 箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第 2 号

投票所を定めることについて（知事選）

令和 3 年 4 月 4 日執行の秋田県知事選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

投票区	投 票 所	所 在 地
鯉 川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平 3 4 番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川 4 3 番地 1
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後 1 7 0 番地
落 合	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 4 0 番地
勝 平	勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平 6 3 番地 3
大 町	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 3 5 番地
林 崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲 1 5 1 番地
木戸沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢 7 2 番地 4 4
長 面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
達 子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子 1 7 0 番地 1
金光寺	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺 4 番地 1
豊 岡	豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡 9 1 番地 1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋 4 番地 1
川 尻	川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下 7 4 番地
鵜 川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 8 5 番地
大 曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲 1 1 7 番地
浜 田	浜口地区館	三種町浜田字福沢 5 7 番地
大 口	大口公民館	三種町大口字大口 4 5 番地
釜 谷	釜谷公民館	三種町大口字釜谷 1 8 番地
芦 崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎 4 8 5 番地

議案第 3 号

投票所の閉鎖時刻を定めることについて（知事選）

公職選挙法第 40 条第 1 項の規定により、令和 3 年 4 月 4 日執行の秋田県知事選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 12 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

投票区	投 票 所	閉 鎖 時 刻
落 合	旧上岩川小学校	午後 6 時とし、閉鎖時刻を 2 時間繰り上げる。
勝 平	勝平地区集会所	

投票区	投 票 所	閉 鎖 時 刻
鯉 川	旧鯉川小学校	午後 7 時までとし、閉鎖時刻を 1 時間繰り上げる。
鹿渡南	琴丘保育園	
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	
新屋敷	新屋敷集会所	
大 町	山本地域拠点センター	
林 崎	林崎自治会館	
木戸沢	山本ふるさと文化館	
長 面	すいらんの館	
達 子	達子集落生活改善センター	
金光寺	金陵の館	
豊 岡	豊岡公民館	
北金岡	中嶋ふれあいセンター	
川 尻	川尻自治会館	
鵜 川	鵜川地区館	
大 曲	大曲コミュニティセンター	
浜 田	浜口地区館	
大 口	大口公民館	
釜 谷	釜谷公民館	
芦 崎	せいぶ館	

議案第 4 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（知事選）

令和 3 年 4 月 4 日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第 1 7 5 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

日 時	令和 3 年 3 月 1 8 日（木）	午後 5 時 3 0 分から
場 所	三種町鵜川字岩谷子 8 番地	三種町選挙管理委員会事務室

議案第 5 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（知事選）

令和 3 年 4 月 4 日執行の秋田県知事選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 期日前投票を行う場所及び期間

（１）三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3 琴丘地域拠点センター

期間 令和 3 年 3 月 1 9 日から令和 3 年 4 月 3 日まで

（２）三種町森岳字町尻 3 5 番地 山本地域拠点センター

期間 令和 3 年 3 月 1 9 日から令和 3 年 4 月 3 日まで

（３）三種町鵜川字西本田 2 番地 八竜農村環境改善センター

期間 令和 3 年 3 月 1 9 日から令和 3 年 4 月 3 日まで

投票時間 いずれも午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

期間 令和 3 年 3 月 1 9 日から令和 3 年 4 月 3 日まで

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

議案第 6 号

開票の日時及び場所を定めることについて（知事選）

令和 3 年 4 月 4 日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

日 時 令和 3 年 4 月 4 日（日） 午後 8 時開始

場 所 三種町鵜川字西本田 6 5 番地 1 三種町八竜体育館

協議第 1 号

選挙執行における感染症対策の手引きについて

選挙執行における感染症対策の手引きについて、別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

【今後の日程について】

3 月 1 日（月） 第 2 回選挙管理委員会（定時登録、知事選関連）

1 7 日（水） 第 3 回選挙管理委員会
（知事選選挙時登録、知事選関連）

1 8 日（木） 秋田県知事選挙 告示日

1 9 日（金）～4 月 3 日（土） 期日前投票・不在者投票

2 2 日（月） 選挙公報発送（予定）

4 月 1 日（木） 開票立会人届出期限・くじ
届出期限 午後 5 時 くじ 午後 5 時 3 0 分（第 2 会議室）

4 月 3 日（土） 第 4 回選挙管理委員会（抹消登録）

4 日（日） 秋田県知事選挙 投・開票日
投票 午前 7 時～午後 7 時（勝平・落合は午後 6 時まで）
開票 午後 8 時開始 三種町八竜体育館
※委員長は午前 8 時 3 0 分、委員の方は午後 1 時より従事。